

インターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する旨等の公表

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（令和元年川崎市条例第35号）第17条第1項の規定に基づき、インターネット表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講じたので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年1月12日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する旨の認識
 - (1) インターネット上の電子掲示板「5ちゃんねる」へ、特定の市民等を対象として、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由とする「在日〇〇（〇〇は韓国人に対する侮蔑的表現）」という趣旨の表現を含む投稿をした行為は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する。
 - (2) インターネット上の短文投稿サイト「Twitter」へ、特定の市民等を対象として、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由とする「全員を国に帰せ」という趣旨の表現を含む投稿をした行為は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する。
 - (3) インターネット上の短文投稿サイト「Twitter」へ、特定の市民等を対象として、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由とする「特定の国の出身者は強制送還の対象となる特定の罪を犯した犯罪者である」という趣旨の表現を含む投稿（3件）をした行為は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する。
- 2 インターネット表現活動に係る表現の内容の概要
上記1（1）から（3）までに記載のとおり
- 3 拡散を防止するために講じた措置
 - (1) 上記1（1）の表現を含む投稿について、「5ちゃんねる」を運営するロキテクノロジー社に削除を要請した。
 - (2) 上記1（2）及び（3）の表現を含む投稿について、「Twitter」を運営するTwitter社に削除を要請した。

4 拡散を防止する措置を講じた年月日

令和4年1月11日

5 その他

(1) 上記1(1)から(3)までの表現は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当するものであるが、広く市民に周知することにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消を図るものである。

(2) 公表したもの以外の表現が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当しないという趣旨ではない。